書面による計算報告

更生手続開始

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
代表者代表取締役　青木　良成

1　決定年月日時　令和７年３月21日午後５時
2　主文　愛知電熱株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　青木　良成
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年５月21日
6　更生債権等の一般調査期間　令和７年７月29日から令和７年８月４日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和７年８月14日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和７年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始